

---

---

# 臨床社会学の方法

## (43) 鏡の背面

-他者をとおした欲望の実現-

中村 正

---

---

### 1 マイクロな相互作用-他者をとおした欲望の実現

私が専門としている社会病理学はある困難を抱えている。何をもって社会病理とするのか、つまり、どうして医療の言葉である「病理」を用いるのかという根本的な定義の問題である。社会問題とどう違うのかという問いでもある。たまたま現在、会長を仰せつがっている日本社会病理学会が創設され40年となるが(2024年度)、なおこの根幹にある問題は解決できていない。名称変更も話題になるくらいだ。

しかしやはり社会病理として捕捉することができる事態もあり、名称はそのまま持続している。さしあたり、個人の問題行動にのみ焦点をあてず、問題解決について心理臨床化せず、当の行為者を医療化せず把握することが共通理解になっている。私は、関係性を対象にしてそこに含まれる社会課題を探り、問題行動や現象とされる事態が生起するマイクロな環境との関数において対象を把握するために必要な考察を加えることが社会病理学の役割になると位置付けている。その現象や対象が生成する環境(関係の生態学的世界、生活世界や日常生活)について相互作用の過程やそれを支えている

関係性を把握するというアプローチだ。いったん人々が社会病理的だと思える事態を受け止め、その背面にあることを精緻に描き、そこに社会の組成のされ方が反映されていることについて分析する。できればその解決の方向性や既存の「問題解決の仕方の問題」をも指摘する。解決の方向性を示唆し、社会福祉や保健医療、公衆衛生とは異なる仕方で実践もする。社会問題として客観的構造的に分析するだけではなく行為に現出する社会を記述する。個人の行動の歪みに社会が表象されると考えてみる。そこに関係性の組成のされかたの偏りや歪みをみいだす。関係性の分析と解決の仕方の再考による実践・実装も含めて臨床社会学に接木すべき学問として総括している。

人々の意識に社会病理として鏡に映るのは、暴力、虐待、犯罪、非行、アディクションなど何らかのかたちで「非難される行動」であると理解し、その鏡の背面にあるものを見定め、適切に名付けていくことにしている。その背面には、鏡に映る見た目の様相とは異なる「もの、こと、ひと」の布置のされ方や生態がある。

社会病理学の近接領域は、犯罪社会学、社会福祉学、臨床心理学、更生保護学、犯罪学、犯罪心理学、障害学などである。それぞれの

交差があり、差異もあり、相互に参照しあっている。

犯罪や非行、さらに広く逸脱行動はミクロな環境と相互作用の関数として現象する。他者を巻き込み、他者をとおして自己の欲望を実現している。行動が迷惑行動、触法行動、逸脱行動なので、事案によっては罪と罰が課される。しかし必ずしも刑事制度が対応していない行動の方が多く、グラデーションがある。特に、DV、虐待、体罰、いじめなど、そうとうに裾野は広い。いずれにしても放置せず、その関係性の結節点にある「人」に焦点を当て、問題解決的な関与を行う。焦点は、当該の問題行動を選択していく過程をエピソード風にリフレクションする機会を提供し、当事者と協働的な対話を行い、その過程に存在している人間的なニーズの不充足具合の省察、示唆、観察を行うことである。通例は加害者臨床ともまとめられている。臨床なのでケアである。本来は満たされているべき人間的ニーズが充足されていないと考える。また問題解決のための諸資源が十分ではない人たちだとも考えてみる。あるいは、問題解決に向けて脆弱性を持つ人たちだとも捉えてみる。

その中には、外在的な要因も見出せる。なかでも抑圧、排除、差別、偏見、貧困など、社会構造に由来する諸困難である。さらに無自覚なマジョリティとして身につけた権力性も見出せる。男性の暴力の場合は、男性性ジェンダーがそれに該当する。男性性ジェンダーはすべての男性に覆い被さるが、すべての男性がDV加害や体罰を振るうわけではない。性犯罪にいたるわけでもない。それが当の加害行為者個人へと堆積され、発現し、行動化されていく過程を探る。どん

な欲望を実現させているのかについて考える。同じ環境でもその行動を選択しない人が多いなか、そうした行動を選択するのはどうしてなのかを扱う。私はこの点を重視し、暴力の偏在(暴力が個人化される過程)と遍在(男性性ジェンダー作用)として指摘してきた。

## 2. たとえば性暴力ー性欲を満たすだけではないこと

たとえば性暴力を例に考えてみる。2017年に続き、2023年の国会で刑法の性犯罪規定が改正された。強姦罪、強制性交等罪、不同意性交罪へと概念が変化した。大きな変化であるが、少年刑務所での取り組み以来、性犯罪の中核には、性欲を満たすということだけではない、何らかの心理的不全感があり、それが性的欲望を満たす行動として現出されるのでそこに届く加害者臨床が重要だということを実感してきた。心理的不全感をもとにして、①敵意・怒りを処理すること、②コントロール・パワーを発揮すること、③性化された強いる行動 sexualized coercive control behavior があること、④性的暴力は男性性ジェンダーに支えられている面もあり、ジェンダー化された暴力として存在していること等を感じていた。性的欲求 sexual desire そのものの実現というよりは、非性的ニーズ non-sexual needs を満たすという面に着目した。

その時の心理的不全感の内実は多様だが、男性性ジェンダー作用を経て、権威補償的、報復的、劣位回復の目的で不全感を埋め、以て、コントロール感、達成感、万能感を得る。そのために性とジェンダーの権力差を利用

する。当然、合意に基づかない強制力の行使ともなるので、暴力となる。その際、身近にいる脆弱な対象が選択される。性のもつ人間の尊厳にとっての大きさがあるからこそ、それをおとしめることができる行動として選択されている。屈辱を与えやすいのだ。さらにジェンダー役割に根ざして行われるので、ジェンダー暴力ともいえる。被害者の屈辱感を想定して、征服感、達成感、充足感を得る。こうして性犯罪は性欲を満たすためではない様相を呈することになる。日常的にも、犯罪という行動ではなく、そういうかたちで性を思考し実践してもいるセクシュアル・ファンタジーを保持している。

これに直接関連する判例変更もあった。加害者の性欲中心に犯罪が語られてきたことからの変更である。強制わいせつ罪「性的意図」不要＝判例変更－最高裁＝強制わいせつ罪の成立に「性欲を満たす意図」が必要かどうかについて争われた刑事裁判の上告審判決で、最高裁大法廷は、性的意図がなくても罪が成立するとの判断を示した。一律にそうした意図が必要とした判例を、47年ぶりに変更したのだ。最高裁は1970年、報復目的で女性を裸にして写真撮影した事件で、強制わいせつ罪の成立には「自分の性欲を刺激させたり、満足させたりする意図」が必要と判示した。大法廷は厳罰化や強制性交等罪の新設などを柱とした刑法改正などの流れに触れ、「性犯罪に対する社会の受け止め方の変化を反映したものだ」と。その上で、「今日では、被害者の受けた性的な被害の有無や内容、程度にこそ目を向けるべきだ」と言及した。性的意図を成立要件とした従来の判例は「もはや維持しがたい」と結論付けた。被告は甲府市の40歳の男性。2015

年、女兒にわいせつな行為をし、スマートフォンで撮影したとして、強制わいせつや児童買春・ポルノ禁止法違反の罪で起訴された事案である。男は「知人から金を借りる条件として撮影データを送るよう要求された」と主張した。判例を根拠に、性的意図はなく強制わいせつ罪は成立しないと訴えていた(2017年11月29日付け『朝日新聞』)。性的意図や欲望実現とは異なる目的でも性化された暴力としての性犯罪を認めたのだ。加害者中心から被害者の性的自由の侵害の事実への移行ともいえる。

また、犯罪の臨床心理学でも理論化されてきた。更生の取り組みの際のケース理論として、「暗黙理論 implicit theory」がある。司法臨床心理学者のトニー・ワードの提唱する考え方である。犯罪者の更生理論(リハビリテーション)についてケース分析の理論とケースを動かしていくケースフォーミュレーションの枠組みを提案している。その過程では性犯罪者の暗黙理論を対象化する。たとえば、子どもらしい行動が別様に意味づけられている。人の膝の上に座る、下着をみせて遊ぶ、加害者に抱きつくなどの行動が性的に解釈されていく。子どもが泣くことでさえそれは子どもが関心をもって欲しいという願望であると解釈されていく。加害者の隣に座ることが愛着をもとめている行為だと意味づけられていく。

子どもが私を誘惑した、セックスを望んでいた、子どもは傷ついていない、子どもは性を探索しているとして子どもをみているとする。また、女性のフレンドリーさは性的な欲望があるものとして解釈されていく。加害者は、保育園・幼稚園や学校など、子どもがたくさんいる環境も好み、周回している。

子どもに関わるボランティアも好きである。性犯罪者の意識のなかには「ナンパして一緒にいる時間をもったのだから強引なセックスは合意のうえだ。」として、責任はないといはることがある。つまり、特定の子どもや女性像をもって日常の接触が行われ、犯罪へと展開されていく様子を私は「暗黙理論にもとづく日常実践」とまとめた。これを取りだす対話をおこない修正すべき対象とする。

この考え方は、負の要因の除去の仕方が暴力的となり、性犯罪という鏡の背面に人間的なニーズの不充足があること、つまりその行為をとおして実現させている彼の「弱さ」(脆弱性)を克服の対象にするという考え方である。

犯罪心理学の教科書でも、①自尊心・自己肯定感の低さ、②漠然とした精神の不調、③なんらかのメンタルヘルス問題、④目的意識の欠如、⑤被害体験や他罰的な意識、⑥公的な処罰へのおそれ、⑦身体的な活動不足などの人間的ニーズが満たされていない事態として指摘されている (*The Psychology of Criminal Conduct*, by James Bonta & D.A. Andrews, 『犯罪行動の心理学』ジェームズ・ボンタ 北大路書房、2018)。

### 3. 男らしさという仮面—フィクションへの擬態

次に、人間的ニーズ不充足への男性性ジェンダー作用を考えてみる。性犯罪、DV、ストーキング、体罰などの暴力行為は突発的な暴力というよりも、それを支えている日常的な意識、態度、思考、行動のフレームがある。そこに作用しているのは男らしさの

「台本・脚本」である。ジェンダー作用は関係性システムとしての家族をとおして構築され、機能する。ジェンダー役割は暴力を誘発するシナリオのように動機を構築する。私の加害者臨床から整理しておきたい。

第1は、親密さの形成とホモソーシャル関係についてである。ボーイズクラブ的に親密な関係性が生育過程で作られる。学童期や思春期の同性同士が近づくなかで形成される友愛・友情に男性性ジェンダーが作用し、近づきつつも距離を置くというホモソーシャルとホモフォビアが同居する物語をつくる。喧嘩が仲良しをつくることになる。

第2は、その際、暴力・競争・排除・優劣などの価値を中心とした支配的な物語となっている「社会」のジェンダーにもとづく物語が環流していく。親密な関係性にこうした男性性ジェンダーの意識を内在させ、そこにホモソーシャル的な関係を組成させる。特にスポーツや女性蔑視的な文化が動員される。

第3は、漫画、映画、ドラマ、音楽などをとおして表象される男らしさ文化が関与し、イリュージョンとして意識に作用する。そこに自己を同化させつつ少年文化が構築される。それへの同一化を試みながら少年たちはそのフィクションに擬態する。アクション、セックス、戦い、友情が交差する。

第4は、マジョリティとしてのシスジェンダー男性(異性愛男性)へと展開していく生育過程でまず先に同性同士の友愛・友情として体験した親密な関係性がある。それを雛形にする。その親密さ感覚を成熟した男女の恋愛や婚姻関係に投影する。その際、異性との関係性を意識させるのは母性の存在である。母性的なるものとの関係で身に

つけた身体や感情の次元からのジェンダー作用は長じて構築する男女関係にも影響する。特に、父母は男女関係でもあることから、パートナーシップの模範として子どもに作用する。

こうして親密体験は三つの経路をもつ。

①同性同士の友愛・友情体験、②母息子関係における愛着体験、③父母＝男女関係の観察をととしたジェンダーの学習体験である。

これらは輻輳してシスジェンダー男性が自ら構築していく家族での親密な関係性に影響を与える。成熟した大人のパートナー関係に先行して体験されたことが現在の関係に持ち込まれる。

また別の体験もある。育ちの過程における被虐待体験を現在のDVや虐待の加害者は抱えている。男性問題相談や男親塾にやってくるDVや虐待の加害者のほとんどは、被虐待体験がある。暴力が再生産されているといえる。虐待を受けたけれども暴力を振るわない男性ももちろんたくさんいるが、再生産していない男性は相談に来る必要がない。暴力の連鎖した男性が相談に来るのだから当然である。もちろん連鎖していても相談に来ない男性の方が多数派であるが。

男性問題相談では、グループワークであれ個別相談であれ、虐待体験を受けた彼の子ども時代を想起することとしている。これは面前DV、虐待を受けた子どもの心理的な特性の研究として蓄積がある分野でもある。「DVが子どもに与える心理的影響」の研究からこうした過程について紹介しておきたい。次のようなことがわかっている。

国内外の研究では、DV家庭で育った子どもには、幼児期には行動の問題が多くみられ、学童期には発達の問題、自尊感情の低

下、学校での問題、対人関係の問題などが多いとされている。

また、繰り返す悪夢、過度の驚愕反応、注意の問題、記憶の侵入など、何らかの臨床レベルのトラウマ関連ストレスを持つことが指摘されている。こうした問題につながる心理的影響として、以下のような点が指摘されている。

①生活の中で繰り返されるトラウマの影響：子どもにとってDVは、本来は安全・安心に過ごせて発達を保障されるべき家庭で、一方的な暴力が繰り返される状況である。生活のなかで繰り返されるトラウマは、一回の大きなトラウマと比べて、発達への影響も強いものになると考えられている。空想の世界への心理的逃避、何ごとともなかったようなふるまい、激しい怒りの噴出などの反応が多く、これらがその後の発達・生活に大きく影響する。

②安全感の喪失：DV家庭ではつねに緊張を強いられ、身構えた中で生きることを要求されるため、子どもに安全感・安心感が育たない。また、子どもは安全な中で育つことで、周囲の他者を信頼するようになるが、それが得られない。

③いつ崩れるか分からない不安：DV家庭では、穏やかな時間のなかで突然、父の暴力が始まるのが少なくない。このため、子どもは、楽しいときがいつ崩れるかわからない不安を持ち、楽しいことも楽しめない。

④罪悪感・無力感：子ども時代は自分を中心に周囲を認識するため、自分がDVの原因だと思い、母を守れない自分を責め、無力感を感じる。このような罪悪感・無力感が自己評価の低下につながり、自信がもてなくなる傾向がある。

⑤暴力での解決モデル:家庭内で、最終的な決着が強者から弱者への暴力でもたらされることをつねに目撃している子どもが、問題解決は暴力でなされると認識するのは不思議ではない。

⑥権力支配のモデルと保身:DV 家庭では強者が弱者を支配する構図が続くため、それが自然なことだと子どもは認識する。子どもは自分の身を守るために父の側に立つこともある。「弱いこと」を「悪いこと」と同一視し、弱い存在である母に怒りを向けることもある。

これらは『DV 被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究』平成 19 年度(2007 年度)厚生労働科学研究報告書(主任研究者:石井朝子)』からの引用である。

私はここに加えて、こうした子どもの内心と男性性ジェンダー作用を交差させていく必要があると考える。内なる声への対応に男性性ジェンダー作用が作用する。暴力が連鎖している加害男性たちとの対話から以下の過程を考えている。①暴力を振るわれてもそれに耐えて対応してきた男性的な克己の過程があり、それを乗り越えてきたと意味づけている。②男性が暴力被害を受けることは男性性ジェンダーからすると恥辱的なので、沈黙へと幽閉していること。③それは自負できることでもあり、長じて自分の息子に推奨さえする自負心でもあること。男性的な鼓舞の契機になる。④暴力は、男性として生きていく上での資源として機能すること。⑤あるいは通過儀礼として成長していく源泉ともなること。⑥また、暴力という形態ではなく別の攻撃性へとエネルギーを展開していくこともできること。⑦そしてこうした暴力の作用が社会に存在し

ている男性性ジェンダーがもたらしてくれていること。これは社会の共犯関係となる。

こうした意識や態度にもとづく行動パターンはよく目にする。たとえば、グループワークでアファirmーションすると批判的になる男性がいた。アサーションに馴染めないのだ。グループワークでの発言を褒めると嫌がる男性なのだ。「お前は私を褒める資格のある男性なのか」とマウンティングしているのだ。また、暴力を主観的に凍結するタイムアウト法を伝えたら卑怯な手法だと指摘した男性がいた。

こうした意識や態度は、男性性ジェンダーをとおして形成され、暴力行動を肯定し、増悪させる。暴力の再生産過程が産出され、先に指摘したように突発的な暴力ではありえない。

まとめると、原家族(育った場所)における両親のパートナーシップ(関係性)の様態をとおして男女の非対称性ジェンダー関係を学習し、さらに三つの親密体験も加わり、ジェンダー化された親密な関係性を学習して現在の家族関係を構成している点は、暴力への気づきを促す暴力加害男性のライフストーリーワークとして重視している。

#### 4. 心理的精神的暴力の諸相

2023 年の DV 防止法改正で心理的精神的暴力が追加された。保護命令・接近禁止命令の発令要件が拡大された。条文としては、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」となった。「心身への危害」となった。

心理的精神的暴力は、いわゆるモラルハ

ラスメントとして加害男性たちには理解されている。さらに強いガスライティング(マニピュレーション)、関係コントロール暴力、パワーハラスメント(パワハラ防止法では精神的攻撃や個人の侵害を明記)とも重なる事態である。

また、刑法改正(2017年・2023年)では、性犯罪としてグルーミング(手なづけること、面会要求罪という表現である)が新設されたことも関連している。

英語圏ではDV加害研究が進んでおり、なかでも心理的暴力研究の蓄積がある。たとえば、心理的暴力の類型の研究がある。次の4つにまとめた研究があり、参考になる。紹介しておきたい。

第1は、「I. パートナーの自己イメージや自尊心を傷つける」ことである。たとえば、怒鳴る: 下品な言葉、軽蔑的な言葉、卑下した言葉で言及する、名前を呼ぶ、外見や行動に関して貶める、友人や家族の前で恥をかかせたり、困らせたりする、子供の感情を害したり、疎外しようとする、超批判的である、否定的である、嘲笑する、感情を無効にする、非難によって個人の責任にする、その人の行動ではなく、性格に焦点を当てて批判する。

第2は、「II. 受動攻撃的に感情的なサポートや養育を拒む」ことである。たとえば、回避や引きこもり、不機嫌な態度、無言での対処、辛らつな不作為、ネグレクト、感情放棄(自暴自棄)などの懲罰的使用。

第3は、「III. 脅迫的な行動」である。たとえば、身体的に傷つけたり、傷付けたり、殺すぞという脅迫: 離婚しろ、子どもを取り上げるといった強圧的な脅迫、嘘や不貞行為、無謀な運転や行動をとること。

第4は、「IV. 個人の領域や自由を制限する」ことである。たとえば、友人や家族からの孤立、ストーカー行為や居場所の確認、日記や電話の記録の無効化、パートナーの就労や通学、または自分一人で何かをすることの妨害、関係における意思決定の支配、パートナーの金銭の管理、出口の妨害、パートナーによる電話の使用の妨害、車の鍵の取り上げや車の使用不能化、性役割のステレオタイプ化(「女性の居場所は…」など)、性別および/または婚姻関係に基づくパートナーの選択肢の支配、権利意識または所有意識(K. Daniel O'Leary, Roland D. Maiuro., 2001, *Psychological Abuse in Violent Domestic Relations*, Springer, p.xi)。

こうした心理的・精神的暴力は、家族のコミュニケーションのなかに埋め込まれ、対象者との関係に自らの(主体・行為者)欲望を投影し、ハラスメントを肯定(モラル、パワー、セクシュアル)するような思考、信念、認知の枠を持ち、行動の台本・脚本を構成する。その対象への関係性の持ち方には「主体の欲求」が中心を占める。それは内的他者の露出に他ならず、選択した相手との関係性に投影される。そしてこれらは社会が保持する支配的な欲望の反映でもある。

## 5. 関係性の暴力として

心理的暴力では関係性がコントロールされる。どのような関係にあるのかについてフレームを定義する。たとえば、いじめであるにもかかわらず、いじめている側が、「これは遊びだ」といってフレームや状況を恣意的に定義する。これは批判を封じることになる。「遊びなのにまじめに反応するな」

というメッセージを含み、いじめられている側に反論しにくいというダブルバインド状況をもたらす。

演習で指導をしていた院生が「いじり」の研究をしたことがある。インタビュー調査をして「いじられ体験」を聞き取った。いじめといじりは連続的であるが、仲間意識のなかでは潤滑油のように思う人、あるいはいじられ役を演じる人もいる。いじめとは不連続なように見えることもあり、調査をすればするほど、いじめとはまた異なる恐ろしい面、つまり無自覚で無意識的で遊び感覚的な要素があると研究報告をした。

また、男性相談で、「笑いながら怒るようになってしまった」と悩む男性がいた。少年の頃、身体をくすぐられながら暴力を受けていたと振り返っていた。そうすると自然な笑いができなくなっただろう。逃れられない状況に追い込んでおいて暴力を加えながら別の意味づけをするとどうなるのだろうか。ダブルバインド状況が発生し、情動や行動が混乱し、対人関係が壊されていく。同じようなことは、これは愛情なのか暴力なのか、しつけなのか虐待なのか、いじめなのかふざけや冗談としての「いじり」なのか、体罰なのか指導なのか等、相互に関係を希求しあうところにはこうしたフレームの混乱が生じやすい。

特に体罰を禁止せず、許容している日本社会では、「愛という名の鞭」という矛盾した言い方が流通しているので、余計にこのフレームの混乱がおこる。

一定の関係性における暴力を扱う加害者臨床では、その暴力行為のもつ「関係コントロール性」について理解をすすめる対話をおこなう。加害者たちの「弁解」は関係性の

結び方を示していると考え。先の「否認」と重なるが要約すれば、①相手との関係性において「操作性の強さ」への無自覚さあるいは当然視がある。②ハラスメントにいたったのは理由があるという。相手に問題があるからだという。「他罰性と責任転化」である。③非対称な関係性、地位ある者への「服従化の心理の活用」がある。④相手に対して「読心性(マインドリーディング)の喚起(俺のことを理解すべきだ)を期待する。⑤「歪んだ愛着」が形成されやすいこと(あいつは俺がいなければやっていけないと思う等)。⑥人格を攻撃する。「価値剥奪的で地位降格的な関わり」がある(モラルハラスメント的である)。⑦「被害者の自責の念を強化」させるようなコントロールがあること等である(中村正「ハラスメント加害者の更生はいかにして可能かー加害者への臨床心理社会的な実践をもとにして考える」、『日本労働研究雑誌』2019年11月号、No.712)。

## 6. 加害者を行方不明にしないことーその行動の背面にあるもの

加害者臨床からすると、彼の暴力は突発的で一時的な偶然ではない。彼の生活の仕方(a way of life)、行動の仕方(schema)、問題解決の手法(problem-solving)があると考え、加害者のもつスキーマと対話をする。「カットとなって、頭が真っ白になって、瞬間湯沸かし器みたいに、怒りの感情に任せて」などとはいうが、これは「加害者が行方不明」という事態である(レベッカ・ソルニット『わたしたちが沈黙させられるいくつかの問い』左右社、2021年)。

そのスキーマの特性は次のようである。



①誰でもいいのではなく選択していること。関係の非対称な対象者、つまり女性、子ども、脆弱な男性を選択している。②マジョリティの暗黙理論(無意識のバイアス)があること。③習慣的問題解決(常習性・癖)があること(学習している)。④何かのニーズを満たしている行動であること。たとえば、記したように性犯罪は非犯罪的ニーズの不充足の補填、つまり「非性的ニーズ」である怒り、嫌悪、コントロール、統制感、満足感・充足感、嗜虐性を満たす行動であること。モラルハラスメント(心理的暴力)は、優越感(劣等感の裏返し)、支配欲、効用感を満たす行動であること。さらにパワーハラスメントは脆弱な自己(地位や関係性に守られたパワーを背景にしていること)を起点にした万能感の表出であること。こうした鏡の背面が見えてくる。

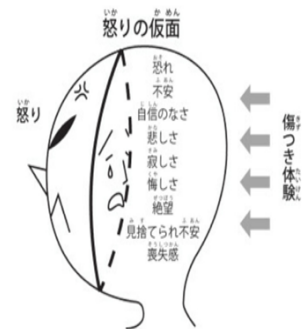
行方不明の加害者たちのなかでも「加害者の他罰性」を特に指摘しておきたい。自分のなかの不都合(不満)、現在までの不全感、沈黙傾向(失感情的心理)と行動化傾向は非犯罪的ニーズに根ざす。被害意識が生起し、防衛、抵抗、反抗、無視する男性性の病みと闇(Self-Silencingとアクトアウト)がある。地位と関係性の非対称性を選択し、非性的ニーズ・非犯罪的ニーズを充足させている行動なのである。さらに他罰性があるので、きちんと加害者になっていない。暴力は認めても加害を認めないのである。心理的には加害者という自覚がない。動機付けの課題が大きく存在している。

これに加えて、加害者の脆弱性も見逃せない。身体的にはより弱い者へと向けられる暴力なのだから、それは彼の認知の枠内で合理化しなければならない。卑怯な暴力

でしかない。そうした暴力を振るう理由を捏造しなければならない。これは大変な作業である。加害者の精神衛生はさらに増悪する。

## 7. 怒りの仮面

鏡の背面を考えるのに、「怒りの仮面」という指摘は参考になる。森田ゆりさんの書物からの引用である。背景には傷つき体験があるという。この点は、男性の被虐待体験が加害に転じることと同じである。それを覆い隠すようにして怒りが現出するが、怒りの原因は内的に蓄積されている。内なる不安をはじめとした人間的ニーズの不充足が堆積していると考えられることができる。



拡大画像表示

森田ゆりさん作成の「怒りの仮面」,この図の説明と使い方は、「体罰と戦争」の2章「怒りの仮面」を参照【出典: 森田ゆり『虐待・親にもケアを』築地書館,2018年】

加えて、それを増悪させている男性性ジェンダーを無視できないと私は考えている。上記の図で指摘されているような内側にあることは先に指摘した「心理的不全感」の内実であり、加害者の「脆弱性」と捉えている。関係の非対称な者へと暴力が振るわれるので、説明できない非合理的力の行使となる。だから余計にその原因を他者や外部や社会

に転嫁する。こうして加害者は他罰的となる。責任を自己からずらしていく。

### 8. 鏡の背面をみつめる協働作業としてのグループワーク

男性問題相談室や男親塾ではこうした鏡の背面を見つめる対話をもとにグループワークを展開している。加害当事者との協働で行う。京都府の委託事業として取り組む男性問題相談は特にこの点を大切にしている。

これは「心理-社会的自己教育モデル」と位置付けている。「暴力のアンラーン unlearn のための学校」と男性たちに紹介して案内している。「学び忘れ」があるし、男性性ジェンダー作用により間違っただけで学習してきたことをアンラーンする場と意味づけている。そして人生の再著述に向かうためのライフストーリーワークの場としている。一種の夜間中学(3年)であり、なお継続していくと定時制高校(3年)のようでもある。夜間に実施していることも意味がある。脱暴力は息の長い取り組みとなる。さらに脱暴力をした者として大学も用意したい。それはピアサポーターとなるためである。

運営はゼミナール方式としている。1クールは月に2回のグループワークを8回行う。3クール実施(1年間)。クールとクールの間には個人面談をとおしてリフレクションする。可能な男性はパートナーコンタクト(もちろん被害女性の合意に基づき)もおこなう。被害者支援の一環としての加害者対応という意味である。ファシリテーターとコ・ファシリテーター、記録係、そして初期面接・連絡担当の合計5名(女性1男性4)

で行っている。2023年12月現在、4グループ稼働。1グループは加害男性4-5名である。グループワークに参加するため、動機形成と課題整理を兼ねて5回の個人面談を基本にしている。これはDV加害者向けグループワークとして2019年夏より稼働させている。グループワークでの発言から他者の行動をとおして暴力行動の背面がよく見えてくる。人の振りを見て、我が身の行動が見えてくる。同じ問題を抱える者同士のグループワークの効果である。

この成果はまた別に報告するが、アメリカ犯罪学会長のマルナ教授(Shadd Maruna)の指摘と重なるグループワークとしている。それは「How do you get through a mine field? There is only one way: Follow the person in front of you」(an “expert by experience”) = 地雷原をどうやって通り抜けることができるのかって? 方法はただひとつ。前の人についていくことだ(「経験による専門家」)」というものだ(第50回日本犯罪社会学会での招待講演「The Next Chapter in the Story of Desistance: Can a Social Movement of the Formerly Incarcerated Change Criminal Justice?: デジスタンス(離脱)のストーリーの次章:元被収容者の社会運動は刑事司法を変革しうるか?」)。



京都府委託事業で取り組む DV 加害者向けグループワーク(男性問題相談室)

補記

最近こんな体験をした。2023年10月に開催された日本犯罪社会学会の招聘で来日したアメリカ犯罪学会会長のシャド・マルナ教授が日本のフィールドワークをしたいというのでまる二日間、大会の直前に私の地元でもある三重県を案内した。立命館大学院博士後期課程の院生である三重ダルク代表の市川さんと一緒に、三重ダルクB型作業所、グループホーム、表現活動としてのライブハウスなどを案内した。精神病院にも行き、院長や心理担当者に案内していただいた。また、文化理解のために伊勢志摩を案内した。伊勢神宮や土地の風土を紹介した。宿泊は三重ダルクの運営する研修施設(志摩ラボという)だった。犯罪は何の関数なのかと議論をしながらだった。教授の提案する離脱(デジスタンス)モデル(犯罪から離れていく過程の研究)も日本に共通する部分と全く異なる部分があるのだと話をしていた。日本の社会病理現象や研究を照射するという意味でも国際的な視野は有益だ。もちろんその際、欧米の議論との比較というだけではなく非英語圏も視野に入れることも大切だろう



「漂流劇場」(三重県津市)、「志摩ラボ」(三重県志摩市)にて(2023年10月12-13日)



日本犯罪社会学会で講演するマルナ教授(立正大学、2023年10月14日)

中村正 立命館大学  
臨床社会学・社会病理学  
2023年11月30日受理